

# 募 集

## 学校給食用食材の納入指定業者

久留米市学校給食会では、下記のとおり、令和6年度からの学校給食用物資の納入指定業者登録申請受付を行います。

### 記

|              |   |
|--------------|---|
| 1 対象業者       | 久留米市内又は一定の要件を充たす近郊の業者であって、給食会が必要とする食材を、指示する日時・場所に、確実に納入する体制を有しているもの（配送箇所裏面記載）   |
| 2 登録対象期間     | 今回の募集による納入指定業者登録名簿への登載対象期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。  |
| 3 提出書類／提出先   | ・提出書類：登録申請書及び給食会が指示する添付書類（申請書類は、久留米市学校給食会事務局にて配布）<br>・提出先：久留米市学校給食会事務局（久留米市庁舎17階）   |
| 4 受付期間／受付時間  | ・受付期間：令和6年1月10日から令和6年1月31日まで<br>・受付時間：9：00～17：00まで（土・日・祝日を除く）   |
| 5 審査結果       | 久留米市学校給食用物資納入指定業者の認定基準に基づき、書類等による審査を行い、指定の可否は郵送でお知らせします。<br>（審査結果の通知予定：令和6年2月下旬頃）   |
| 6 留意事項       | ・納入対象物資（食材）は次のとおりです。<br>① 一般物資：乾物、乳製品、加工品、缶詰、レトルト食品、調味料、デザート類、冷凍食品（野菜・調理加工品）類 ほか<br>② 生鮮品等：野菜果実、食肉、鮮魚、豆腐、蒟蒻、鶏卵<br>※ ただし、旧久留米ブロックについては、当該物資の納入組合に加入していることが前提となります。<br>・裏面の物資納入指定業者認定基準（一部要約）を参照してください。 |
| ○ 手続 及び 問合せ先 | 久留米市学校給食会事務局（久留米市庁舎17階 久留米市教育委員会内）<br>TEL 0942-30-9218 FAX 0942-30-9719   |

## 久留米市学校給食用物資納入指定業者認定基準（一部要約）

久留米市学校給食用物資納入指定業者の認定は、次の基準に基づいて行うものとする。

### 1 基本姿勢

久留米市の学校給食の趣旨及び目的を理解し、食育の推進などの市教委の施策に協力的な姿勢で臨む者であり、久留米市学校給食会が求める規格に合致する安全な学校給食用物資を安定的かつ円滑に納入できるものであること。

### 2 事業所の所在地

- (1) 原則として、久留米市内に、学校給食用物資の事業に係る店舗又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 製造又は加工を要する学校給食用物資については、久留米市内に当該物資の製造若しくは加工の設備、又は調達若しくは配送の拠点施設を有すること。ただし、久留米市内の事業所では製造若しくは加工ができず、又は必要数量の調達若しくは配送が困難な学校給食用物資についてはこの限りでない。

### 3 経営基盤等

- (1) 相当の資本によって経営が維持され、継続的に相当額の販売実績をあげていること。
- (2) 安定的な事業運営に必要な相当数の常備従事者を有し、円滑に営業活動を継続していること。
- (3) 工場、店舗、営業所等の固定経営施設を有し、必要な輸送通信設備及びその体制を有すること。

### 4 信用状況

- (1) 営業経歴に不適切な事績がなく、良好な経営状態が確立されているなど、信用するに足る業者であると認められること。
- (2) 広範囲かつ確実な取引先を有し、安定的に製造、加工及び販売活動が行われていること。
- (3) 食品の製造、加工、販売等に関する法令及び諸規定が遵守され、違反の事跡がないこと。
- (4) 学校給食への食材納入と同等又は同種の営業を、2年以上、重大な事故等なく継続していること。ただし、給食会の理事長が、とくに指定業者として認定する必要を認めた場合はこの限りでない。
- (5) 事業運営に係るすべての公租公課等の納付義務が適切に履行されていること。
- (6) 業務上、品質及び物品等に係る不正、価格の不当利得、品質検査等の調査に係る妨害、供給拒否等の行為がないこと。

### 5 衛生管理

- (1) 給食会が開催する食品衛生管理講習会を受講済みであること、又は、新規認定事業所にあつては、認定後最初に開催される同講習会に、特段の事情のない限り必ず参加すること。
- (2) 保健所の食品衛生監視評点が、原則として 85 点以上であること。ただし、認定時に 85 点に満たない事業所にあつては、給食会が指定する日までに改善方策を取りまとめ、給食会あて提出すること。この場合においては、当該改善方策を実施した上で、保健所の食品衛生監視を受け、その評点が 85 点以上となるまで、監視結果を給食会へ報告すること。
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 製造所においては、毎月 1 回以上の細菌検査を実施すること。
- (5) 井戸水を食品の製造に使用する製造所は、毎年 1 回以上の井戸水水質検査を実施し、その結果を給食会に提出すること。
- (6) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (7) 学校給食用物資の製造、保管、配送にわたる全ての過程で、食品の安全と衛生に関する品質管理を確実に行なうこと。
- (8) 加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）の納入に際しては、当該食品の製造加工業者の衛生管理体制に係る保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票を確認し、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウィルス対策を適切に行っているかどうかを確認すること。
- (9) 給食会の判断により、給食会が、業者の製造所その他の事業施設又は設備等への立入検査を求めた場合には、特段の合理的理由があると認められるとき以外は、検査を拒まないこと。

### 6 供給能力

- (1) 給食会が指示する給食用物資の所要量を確実に供給できる仕入及び製造加工能力を十分に有していること。
- (2) 給食会が指定する期日、時刻及び場所に確実に納入できる配送能力を有し、又は、配送手段を確保していること。
- (3) あらかじめ指示された納入予定物資につき、学校等のやむを得ない理由により、納入量、納入日時等の変更等が生じた際には、遅滞なく必要な対応ができる態勢を有していること。
- (4) 納入しようとした給食物資又は納入した給食物資に事故品等が発見された場合には、直ちに交換、返品等の処理に対応できる体制を整えていること。
- (5) 給食会が必要とする場合や緊急の場合には、速やかに連絡を取りうる体制を構築し、給食会に連絡先を届けておくこと。

### ※ 給食物資納入予定箇所

旧久留米地区内市立小学校、中央学校給食共同調理場、久留米特別支援学校、田主丸学校給食共同調理場  
北野地区内市立小学校及び中学校、三潞地区内市立小学校、城島地区内市立小学校及び中学校